

アソシエーションの力

— 19 世紀フランス農村社会の変革の一側面 —

横 原 茂

はじめに

今日の時代の転換を示すさまざまな現象のひとつとして、グローバリゼーションがさかんに喧伝されている。グローバリゼーションの定義のなかに、資源・環境問題、人口問題、貧困、難民問題など単一の国民国家の枠組みでは解決し得ない地球規模の課題の深刻化が含まれていることに異論はないであろう。そして、これらの課題への対処が、国連諸機関の活動や国際条約によってのみならず、民間の多様な非営利・非政府組織（N.P.O., N.G.O.）によって試みられていることもよく知られている。つまり、自発的意志による多様な団体（voluntary association）が、国家を越えたグローバルな公共性の創出に大いに貢献している。

ところで、筆者が専門とするフランス近代の農村社会史に視点を移せば、近年、19 世紀のフランス農村に多様な結社、任意団体が生まれてきたことが明らかになりつつある。以下に紹介する諸研究によれば、農村に生まれた多様なアソシエーションが、個人の自立、市民的規範や合理的経営の習得、政治的民主化に大きな役割を果たしたという。近代化諸力に対応しながら、19 世紀フランスの村人たちは、どのように連帯し、新しい絆のあり方を模索したのか。

ここでいきなり、国民国家形成・確立期のフランス農村とグローバルな連帯が模索される今日の状況とを比較し、考察してみようなどと考えているわけではない。ただ、グローバリゼーションが進みつつある現代に、過去の農村の絆や結社の歴史が解明されつつあるという共時性は、偶然の産物ではないかもしれない。つまり、双方の時代に、アソシエーションによる新しい関係性、公共性の創出が求められていた（求め

られている）という共通項があることは、単なる偶然ではないように思われるのである。おそらく、国民国家への統合が課題とされた 19 世紀フランス農村社会におけるアソシエーションの歴史は、ポスト国民国家を望む 21 世紀のアソシエーションの役割を考察する際に、何らかの示唆をあたえてくれるのではなからうか。

以下に紹介するのは、農村アソシエーション（仏語では、アソシアシオン）の歴史を主題とする A.グランジュ（1993 年）、P.グージョン（1993 年）、A.R.H.ベーカー（1999 年）の研究である^①。対象とされる時代は、いずれも 19 世紀、とくにその後半である。各書の内容と特徴を個別に紹介し、次に全体としての意義を論ずることにしたいが、まずは前提として、アソシエーションの法制史を瞥見しておかなければならない。

1. フランス革命以後のアソシエーションに関する法制度

まず革命期には、それまで王権の認可の下で組織されていた職業団体や宗教団体、アカデミーなど、いわゆる社団が特権と同一視され、ことごとく廃止された。1789 年の「人間と市民の権利宣言」がアソシエーション＝結社の自由については一言もふれていないこと、1791 年のアラルド法とルシャブリエ法が同業組合や職人組合を廃止したことは、よく知られている^②。

その後、第一帝政下の 1810 年に制定された刑法 291 条によって、「宗教・文学・政治あるいはその他の目的に携わるため毎日または定められた日に集合することを目的とした 20 名以上のいかなるアソシエーション」も、政府の承認を受けずには結成できないこととされた。そして、七月王政下の 1834 年 4 月 10 日の法律によって、この規定は、たとえ 20 名以下の支部に分かれて

いても、また定期的な集會がもたれなくとも、あらゆるアソシエーションに適用されることになった。罰則は重くなり、しかも責任者だけでなく、会員全てに課せられることにもなった。

第二共和政の1848年11月4日の憲法によって、一時的にアソシエーションの権利が認められた後、翌49年6月19日法によって、政府は1年間「公共の安全を損なうおそれのある」クラブやその他の集団、集會を禁止することができるようになった。その後、この法律は毎年更新され、秘密結社の取り締まりが強化された後、第二帝政が樹立された。

第二帝政下では、1852年3月25日の布告によって、再び刑法291条が効力を回復し、集會に対しても適用されるようになった。ただし、ナポレオン3世が「異なった階級を結びつける貴重な利点をもつ」と評価した相互扶助会に対しては、むしろ体制によって設立が積極的に奨励された(1852年7月15日の法律)。自由帝政の時代に入ると、1864年5月25日法によって団結権が承認され、1867年7月24日の法律によって協同組合(coopératives)の設立も可能になった。さらに1868年6月6日の法律が、条件付きで集會の権利を認めた。

周知のように、第三共和政になるとワルデック・ルソーの強力なイニシアチヴの下で、アソシエーションの権利は少しずつ地歩を固めていく。まず、1884年3月21日の法律によって、ルシャプリエ法が廃止され、職業組合(syndicats ou associations professionnels)の結成が自由化された。そして1898年4月1日の法律が、相互扶助会(共済組合)を国家の統制から解放し、その法的基盤を整えた。最後に、1901年7月1日法が、刑法291条を最終的に廃止し、アソシエーションの自由を確立した。こうして、フランス革命から1世紀余りを経て、アソシエーションを結成する権利は、ほぼ全面的に承認された³⁾。

以上の経過⁴⁾から分かるように、第三共和政下での段階的な権利の承認以前には、本稿で紹介するさまざまなアソシエーションのすべてが、政府の統制、より具体的には県知事による承認、監督の下に置かれていたのである。

2. グランジュ『アソシエーションの習得 1815—1914』

本書が対象とする地域は、ローヌ県のヴィルフランシュ=シュル=ソーヌ郡の132の市町村である(図1参照)。



この限定された地域において、1850年から1914年の間に創設が確認された636ものアソシエーションに対して、定量的、定性的分析を行っている。史料で確認された団体として、相互扶助会、職業組合、音楽団体、消防団、霜害予防組合、体育・スポーツ協会、狩猟協会、学校教育、とくに世俗教育支援団体、サークル、農業共進会、慈善団体、思想団体、研究会があった。これらを一瞥しただけで、多種多様な目的や活動のアソシエーションが叢生していたことが想像できる。しかし言うまでもないが、これらのアソシエーションが一挙に設立されたわけではなく、時期によって波があった。

1850年代から相互扶助会の設立がみられたが、とくに60年代になると、これに加えて、音楽団体(楽団や合唱団)や消防団が多数結成された。1870年から79年には設立のペースが落ちるなか、カトリック労働者サークルや先駆的な職業組合が生まれた。そして1880年代から90年代末にかけて、再び設立数は増加した。この時期には、相互扶助会や音楽団体と並んで、職業組合も設立数の約4分の1を占めた。そして

体育・スポーツ協会、狩猟（ないし漁猟）協会など、新しいタイプのアソシエーションも増加した。続いて1900年代から1914年に、設立のペースはさらに加速した。職業組合や相互扶助会に加え、霜害予防組合、狩猟協会、学校教育支援団体も飛躍的に増加した。また1880年代以降に創設されたさまざまな研究会や社会事業団体も含め、20世紀の初めには、アソシエーション的結合関係がこの地方にすっかり根づいたといつてよい。

この設立件数の波動について、グランジュはまず第1節でみたような政治体制の転換にともなうアソシエーションの権利の拡大の影響をあげる。しかし同時に、この波動は地域の社会的・文化的要請を反映しており、必ずしも全国的な傾向（例えば、音楽団体は七月王政期および第二帝政初期に増加）と合致していない場合もあること、経済的な景況との相関も弱いことも指摘している。ただし景気変動は、設立されるアソシエーションの種類には影響をあたえていた。例えば、不況期には職業組合や相互扶助会など実利的なアソシエーション、好況期には趣味・娯楽にかかわるアソシエーションが増加したという。

空間的には、地方の中心都市（ヴィルフランシュ=シュル=ソヌやタラル）から小都市、村落へという普及の経路が一般的であった。1870年代以降徐々に、小規模の村落レベルにまで相互扶助会や狩猟協会、音楽団体、職業組合、消防団などが普及した。またその土地の主要産業によって、アソシエーションの主役は異なっていた。全体として織物工業など工業中心の市町村では、労働者を会員とする相互扶助会が多く結成された。比較的に富裕なぶどう栽培地方では、娯楽的要素の強い音楽団体や装備に金のかかる消防団が多く結成された。

しかしアソシエーション志向は、必ずしも人口数に比例して強くなるわけではなかった。地域によっては、小邑や村落の方が都市よりもアソシエーションの対人口比が高い場合もあった。グランジュは、交通の要所で他地域とのコミュニケーションが活発であること、人口の集住地であること、住民の職業構成が多様であること、労働・非労働時間の区別が明確な賃金生活者が多いこと（事務労働者の識字力もプラス要素）

を、アソシエーション志向の要因として挙げている。ぶどう栽培農が多く住む村もアソシエーション志向が強かったが、これは集団労働に由来する相互扶助の慣行、栽培地が混在していることから生ずる日常的な接触、ワイン仲買業者との商行為によって、普段から形をとらない結合関係が密であったことから説明される。また、病気のとき医師の診察を受けるかどうか、あるいは読み書き能力がどの程度かという指標とも相関していることから、アソシエーションを文化的な実践の一環とも捉えている。

なお、初期には、消防団、相互扶助会、音楽団体など創設が比較的容易で、行政の支援を受けやすいアソシエーションで組織運営の基礎を学び、その後、職業組合、霜害予防組合、消費協同組合などより複雑で、自律的なアソシエーションの形成に向かう傾向もみてとれる。会員の加入や除名、財政、規約の周知・遵守、執行部の選出などアソシエーション運営の実際は、徐々に経験を重ねながら習得された。史料から浮かび上がる個人や団体のアソシエーション経験の軌跡も、それを裏づける。たとえば、音楽団体から相互扶助会へ、相互扶助会や音楽団体から職業組合へと同一人物が経験を積む例が指摘されている。ことに相互扶助会は、織物工業労働者の間で職業組合の母体になった例が多かった。

しかしグランジュが強調するのは、文化変容、アソシエーション運営の習得以上に、それがフランスの民主制の根づきに果たした役割である。

まず、アソシエーションの幹部の出身階層について、1850～75年までとそれ以降を比較して、明白な変化がみられた。つまり前半には、会長や副会長の指導的地位には地主、工業家、商人、あるいは自由専門職が就任し、その他の理事は事務労働者や小商人、手工業者、熟練労働者らによって占められていたのに対し、後半の世紀末になると、会長・副会長職に就く小商人や事務労働者が増え、ぶどう栽培農などの農民も少しずつ幹部に進出しはじめた。逆に、地主階層の減少も目立っていた。さらに、1901～14年になると、農民の進出がいつそう顕著になり、アソシエーションの運営は主に民衆のカテゴリーによって担われるようになった。

ただし会長職には工業家や商人が、副会長職

には自由専門職がもっとも多く、事務労働者がしばしば書記や会計を務めたように、依然として社会的ヒエラルヒーが反映されている面もあった。しかも複数のアソシエーションに加盟し、村の結合関係全般の情報を握り、影響力を行使できるのは、多額の会費負担に耐えうる経済力をもった上層階級に限られていた。

これらの限界はあったが、全般的傾向として、アソシエーション運営の担い手が徐々に民主化しつつあったことは間違いない。ここで、アソシエーション運動の高まりと政治的民主主義との関係が問われることになる。すでにみたように、政治体制と法制度の変遷が運動にあたえた影響は明らかであるが、「民主制の定着化への貢献」に関する箇所（第4章では、とりわけ国政において政治的な緊張が高まったときにアソシエーション創設が増加したことを指摘している。具体的には、5月16日事件の起きた1877年、フェリー内閣退陣（1885年）に続く内閣の不安定、左右反対勢力の伸張、反議会主義の台頭（ブーランジェ事件）などの政治危機の1886～90年、そして、政教分離法成立にともなう翌年の教会財産の調査に続き、左翼ブロックの解体、労働運動の高揚がみられた1906～1910年には、設立件数が平均を上回っていた。

興味深いことに、これらの時期の設立されたアソシエーションの党派性を調べると、保守派・カトリック派の方が多数を占めていた。したがって、19世紀後半から20世紀初頭までの全般を通じては、共和派アソシエーションが優勢であるが、政治的緊張が高まったときには保守派による創設が目立ったといえる。つまり、国政の動向を受けて、ローカルな空間では保守派が団結を強めようとしたようである。逆に共和派が守勢に立たされたドレフェス事件の際には、共和国防衛のための結束強化の要請に応え、ローカルな場でも共和派によるアソシエーション創設が増加した。また、アソシエーション網が発達した地域と急進共和派の得票との相関は、グランジュにとって、政治的な自由主義の下でこそアソシエーションが成長し得たことの当然の結果であった。どの党派もいまだ確固たる政党組織をもっていなかった20世紀初めまでは、多様なアソシエーションが国政と村の政治を連動させる重要な役割を果たしていたのである。

もう一点、グランジュは「アソシエーションは、小さな民主制である」（p.111）ことも強調する。組織の責任者の選挙⁹⁾、総会での入会者・除名者や活動内容の選択・決定（組合では、賃上げ要求やストライキ等）の際の票決、理事会議事録や経営内容の公開は、大半のアソシエーションに共通していた。しかも小規模のアソシエーションの場合、合理的な判断の前提となるさまざまな情報の入手も比較的容易であった。これら平等主義と民主的手続きの経験は、民主的政体への参加様式と基本的に同じであった。

そして政治的な立場を表明したアソシエーションはわずかであったにせよ、定期的な会合の論議のなかで政治的な話題は避けられなかったはずである。議論が交わされるなかで、集団的なアイデンティティのみならず、会員個人の見解も成熟していったと考えられる。議会選挙に直接関与する例は少なかったが、たとえば、あるアソシエーションが世俗学校の援助を行うか否かの態度決定は、事実上イデオロギーの表明に等しかった。一方、候補者・活動家は、アソシエーションとそのネットワークを自らの政治的な拠点として利用できた。

こうしてアソシエーションは、ローカルな場に国政上の争点を組み込む媒体となり、内部での議論、団体間の党派性の認識を通して、多元主義が根づいていったという。民主的な実践、政治的自由主義の志向、多元主義の認識。アソシエーションによって培われたこれらの習慣や意識は、フランス社会のより民主的な編成への願望を強めることになったのである。

3. グージョン『市民としてのぶどう栽培農マコネおよびシャロネ地方（1848—1914）』

グージョンの『市民としてのぶどう栽培農』は、19世紀後半のソーヌ＝エ＝ロワール県マコネおよびシャロネ地方を対象にした浩瀚な博士論文の一部をまとめたものである。全国市場への経済的統合過程を扱った姉妹編『地下室と屋根裏』¹⁰⁾に対し、本書ではとくに、農村住民の国民統合過程を主題にしている。

マコネ、シャロネ地方（ブルゴーニュ南端）は、19世紀後半になるとぶどう栽培面積と生産高の飛躍的な増大によって、全国有数のワイン

産地に成長した。この地方の「国民統合は、共和主義的統合であった。」(p.313) グージョンの研究は、この「共和主義的国民統合」、つまり民主制の定着化を、アソシエーションの役割、市町村長・議会の民主化、共和主義の支持拡大、政治を媒介する人や組織、とくに名望家の役割という四つの領域で論証しようとしている。ここでは、アソシエーションの役割を中心にグージョンの議論をまとめてみる。

まず、19世紀前半から普及していたアソシエーションの代表格は、相互扶助会であった。ぶどう栽培地方では、もともと共同の農作業から生まれる連帯意識が強く、病気になった農民の仕事を仲間が手伝う習慣があった。また革命前の信心会の同業組合的な伝統も残っていた。このような土壌において、1830年代以降、相互扶助会が広まりはじめた。そして世紀後半には、第二帝政による積極的な支持、さらに第三共和政確立期の政治的自由主義と規制緩和の下で、急速に普及した。

グージョンは、この過程を通して相互扶助会の非宗教化が進展し、同業組合的な性格は衰退したという。すなわち、信心会から継承された守護聖人信仰(ミサの挙行、団体名への聖人名の使用等)の衰微、会員の葬儀が有していた意義の減退、司祭の関与の減少がみられ、また直接的な労働補助の形式も少なくなったという⁷⁾。そして、疾病、老齢、死亡に対する金銭給付、経済的困難時の貸付が一般的になった。

また、M.アギュロンの研究⁸⁾によって明らかにされた会員相互の親睦を目的とするサークル(セルクル)の歴史も、この地方で同様にみられた。復古王政期に都市の地代・金利生活者の間で生まれ、やや遅れて工業家や商人層に伝わり、さらに世紀中葉以降は農村の^{ブルジョワ}ブルジョワ(地主、法律家、商人)にも普及した。また、手工業者など民衆の上層も加わりはじめた。世紀後半には、サークルは諸階層の出会いの場になったという。

つぎに、世紀後半に増加したアソシエーションを分類すると、音楽関係の娯楽団体(合唱団、楽団)、体育・スポーツ団体、そして学校教育支援団体、農業組合、そのほか思想関係や慈善関係など多様な諸団体ということになる。これらの団体の設立数の波動をみると、音楽団体が

1860～85年、体育・スポーツ団体が1880年代、学校支援団体がまず1880年代に増加し、1895年～1901年に急増した。アソシエーション全般に増加傾向がみられた時期として、グージョンは、第二帝政末の政治的世論の活発化、第三共和政の確立、左翼ブロックの成功、つまりいずれも共和主義運動が活性化した時期を挙げている。この点は、前述のグランジュのそれと異なっている。しかし、時期の意味づけの違いほどには、実際の時期に大幅なずれがあるわけではない。

グージョンの議論の特徴としては、アソシエーションの「二つの水準」の統合機能に着目している点が挙げられる。つまりアソシエーションは、包摂社会の動きを農村社会に媒介し、国民統合を助けただけでなく、村落社会内部の集団的アイデンティティの形成、社会組織の再編強化をも促したという。これら二水準の統合過程において、グージョンが最重要視しているのは、^{ミューニシパリティ}村行政、^{メーユル}村長の権力のあり方である。アソシエーションの機能が論じられる際にも、それが村の行政権力による共同体の掌握をいかに補強するのか、あるいは権力交替を促すのかが重視されている。

たとえば、相互扶助会の運営には、一般の加盟者の会費以外に名誉会員による財政上の支援も不可欠であった。会長や名誉会員になった名望家たちが、同時に村会の議員や村長を務めている場合、村民の結束はかなり強いものになった。そして一種の行政制度の性格を帯びた相互扶助会の健全な運営は、總會その他の機会に村民による評価の対象になった。状況によっては、反村会派が相互扶助会を梃子にして、権力奪取を図ることもありえた。

19世紀前半から中葉にかけて、村長職の大半は、「伝統的な農村ブルジョワジー」(地主、自由専門職、商人)、言い換えれば、財産所有や血統に基づく経済力や社会的威信を有した名望家によって担われた。しかし第三共和政期になると、それまで兆候として現れていた民主化傾向が顕著になり、第一次大戦前までに耕作農や小商人、手工業者が過半を占めるようになった⁹⁾。「機能タイプの名望家」である彼らの名士性は、包摂社会を媒介する能力に加え、アソシエーションに表象される民主的で、平等主義的な結合

関係を統率する能力にも由来していた。

そして、ぶどう栽培農村の民主化過程は、この地方の政治的世論の底流にあった自由主義、民主主義、愛国主義、反教権主義的傾向を次第に顕在化させた。48年選挙での穏和共和派（ラマルチヌ派）の勝利から民主・社会主義派の台頭、民衆的ボナパルティズムの時期を経て、第三共和政への積極的支持から急進派、さらには社会主義者への支持と、ほぼ一貫した左翼支持の進展がみられた。

以上、アソシエーションに関する議論を中心に、マコネ、シャロネ地方の「共和主義的国民統合」の歴史を紹介した。本節では、多岐にわたるグージョンの論点をかなり端折ったし、とくに論証に使われた興味深い統計的データにふれることができなかつたことを断っておく。

4. ベーカー『フランス農民の友愛（ロワール溪谷における社会結合と自発的団体 1815—1914）』

ベーカーは、ケンブリッジ大学の歴史地理学者である。彼の研究が取り上げるアソシエーションは、ロワール=エ=シェール県で設立された保険組合、相互扶助会、消防団というリスクの軽減を目的とする組織、および農業組合、協同組合などの農業利益の擁護を目的とする組織である。ロワール=エ=シェール県も農業県であるが、ぶどう栽培業の占める位置は前二著が対象とした地域ほどには大きくない。

ここでは、ベーカーによって解明された各団体の歴史を一つひとつ紹介することは避け、彼の議論の骨子を示しておく。

まずベーカーの議論の最大の要点は、リスク・マネージメント危機管理の観点からアソシエーション形成を捉えていることにある。彼によれば、農村社会の脱キリスト教化、非宗教化の流れのなかで、かつてカトリック教会や民間信仰が担っていた危機への対処、つまり災禍を回避もしくは受忍する処方次第に有効性を失った。これに替わって、科学的な根拠をもったより合理的な対策として、相互扶助会や家畜保険組合、あるいは消防団が形成されたのであった。信心会との継承関係、あるいは農民のインフォーマルな相互扶助、共同作業の慣習については、グージョン

も論及していたが、社会の非宗教化と危機管理の質的・方法的变化という観点からアソシエーションの歴史を捉え直したのは、ベーカー独自の試みといってよい。

つぎに、アソシエーション形成の時期についてであるが、消防団は1815年以前から設立がはじまり、1830年代から70年頃まで増加し、その後ペースは落ちながらも、1914年まで設立が続いた。次に、家畜保険組合は1830年代から設立されはじめ、1900年までに全体の40%が創設、その後1914年まで急増した。相互扶助会は1840年代から設立され、1850年代と60年代半ばまでに叢生し、それ以降は創設数が減っていた。第三のグループは、農業組合とフィロクセラ⁽¹⁰⁾対策組合で、1880年代から創設がはじまり、10年間のうちに一気に増加した後、前者の設立数のカーブは緩やかになり、後者の新たな設立はほとんどみられなくなった。ロワール=エ=シェール県のアソシエーションは、全体として、1840年代半ばから60年代半ばまで、次いで1880年代、そして1900年代初めという三つの時期にもっとも顕著に増加したという。

この創設の波動を、前二者の研究と単純に比較してもあまり意味はない。むしろこの地方でも、19世紀中葉から後半にかけてピークをいくつか経ながら、アソシエーションが農村社会に深く浸透しつつあったことを共通点として認めておきたい。そしてベーカーもまた、アソシエーションと村落社会の民主化との関連を指摘している。政治的には、19世紀前半までは保守派が強かったこの県は、後半になると徐々に左翼、共和派支持に転換していった。

もう一点、ベーカーによるグージョン批判についてもふれておく。彼は、グランジュの研究を見落としていたようであるが、グージョンの方は先行研究として高く評価しており、そのいくつかの論点を採用している。しかし一方で、ぶどう栽培地方の都市的な環境、つまり比較的大規模な村落（小邑）（ブル）に集住し、手工業者や商人とも交流する都市民に類似した生活の面を強調しすぎる傾向には批判的である。それは、やはり都市中心の視点からフランス農民を評価するバイアスのかかった見方であり、ぶどう栽培農民をいわば「名誉都市民」と見なすことにならないかと警告している。

ベーカーによれば、むしろ農村社会の相互扶助、協同の伝統との継承関係を重視すべきである。しかもぶどう栽培地の場合は、製品であるワインと土地の関係（銘柄）が密接であり、その分アイデンティティも共有されやすかった。限られた土地での集約的労働、自然条件に左右されやすい特性が連帯意識を助長すること、ワインが社交や共生の雰囲気醸し出すことなど、都市とは違った土地においてアソシエーションが浸透したことが強調されている。

しかしこの批判は、グージョンの書名『市民としてのぶどう栽培農』にある「市^{シト}民^{ワイアン}」の一面しかみていないように思われる。グージョンやグランジュが重視しているのは、アソシエーションの習得による公民精神^{エスプリ・シヴィック}の涵養という点である。この公民精神は、少なくとも概念上は都市、農村を問わぬ普遍性を有していることはいうまでもない。ベーカーにも農村の民主化、農民の政治化への関心がないわけではないが、危機管理の面に比べると、二次的にしかふれられていない。

なお、ベーカーの書の第1章、第2章の農村史、アソシエーション史の研究史整理も大変有益であることをつけ加えておく。

おわりに

以上、1990年代に公刊されたフランス農村のアソシエーション史に関する諸著作を紹介してきた。三者三様に特色、魅力をもった研究であるが、行論からも明らかかなように、共通する議論も少なくない。そこで最後に、共通の重要な論点をまとめておこう。

第一点目は、19世紀のとくに後半以降、多様な団体の叢生が確認されることである。世紀転換期には、いずれの地域でも相互扶助会、消防団、音楽協会、体育・スポーツ協会、学校教育支援団体、農業組合などが緊密なアソシエーション網を形成していた。種類によって叢生の時期は異なるが、最初の興隆期は1840年代から1860年代であり、この時期には相互扶助会、音楽協会、消防団が増加した。次いで、1880年代から世紀末にかけては、前記の諸団体に加えて、体育・スポーツ協会、学校教育支援団体、社会事業団体、農業組合、ぶどう栽培地域ではフィ

ロクセラ対策組合などが増加した。そして1900年代から第一次世界大戦までの時期には、多様化が一段と進み、数も飛躍的に増加して、これらの団体が農村社会の共同性を支える不可欠の要素になった。

つぎに、アソシエーションは、その構成員をよりグローバルな、広域的な関係のなかに置くことにもなった。相互扶助会が中世以来の信心会の相互扶助機能を受け継いだように、アソシエーションが長期的に持続した社会的結合関係を受け継ぐ側面を有していたことはたしかである。しかし、伝統的な結合関係が基本的に村落共同体の内部で組織されていたのに対して、アソシエーションは全国的な運動にも連なりうる多様な関係を提供し、農村の人びとが自ら共同性を選択すること、言い換えれば個人の新しいあり方を可能にする側面も有したといえよう。

これらのアソシエーションはすべて、経済的、社会的、もしくは文化的な目的を掲げていた。つまり、政治的な目的を標榜する団体は、第三共和政の確立期まではみられなかった。このことは、1810年に刑法291条が定められて以来、政治を目的とする団体は厳しい規制を受けた、というより事実上禁止されていたことの当然の結果であった。しかしこのことは、上述のさまざまな団体が政治と無縁であったことを意味するわけではない。むしろアソシエーションは、ローカルな次元での権力闘争を全国的な政治動向に接合する重要な媒体となった。非政治を建前とするさまざまな団体が、政治的党派性を帯びていたことは、これら三著以外にも多くの研究によって明らかにされている。とくにアソシエーションが内包する平等主義的、民主的指向は、農村の人びとに共和主義理念を選好させる要因ともなった。

そして第三に、これらのアソシエーションでは、ブルジョワジーの保護行為^{パトロナージュ}の下、農民が主要な構成員となった。彼ら農民は、アソシエーションの活動と運営を通して徐々に民主的な原則、手続きをいわば習慣として身につけていった。この「小さな民主制」(グランジュ)の経験を重ねることによって、農民たちは次第にブルジョワの保護から自立していき、互いに対等な構成員としてアソシエーションの運営に参画するようになった。また、村行政の担い手として

の能力も鍛えられたのである⁽¹¹⁾。

ただし、この時代のアソシエーションの歴史はほとんど男性の歴史であった。アソシエーションへの女性の参加はきわめて限られており、慈善団体や学校教育支援の諸団体における活動が目立つ程度であった。今日のアソシエーションのもっとも大きな相違点といえよう。

以上は、今から一世紀以上前のフランス農村で経験された歴史である。少なくともバルザックやゾラの描いたフランス農民像に馴染んだ読者には、新鮮な内容ではなかつただろうか。また、昨今「日本国民としての誇り」をもたせるような歴史を要求する声が喧しい。筆者はそもそも、歴史はモラルの領域にあえて手を出すべきではないと考える。しかし仮に、国民＝市民としての誇りを育て、新しい時代にも開かれた歴史認識を生むような歴史（叙述）があるとなれば、英雄、偉人の類が闊歩するそれではなく、たとえば本稿で紹介したような市民（citizenship）の自分史ではないかと思われる。いずれ、このような観点から、わが国の歴史も顧みてみたい。

註

(1) Annie Grange, *Apprentissage de l'association 1850-1914* (Paris, 1993). Pierre Goujon, *Le Vigneron citoyen. Mâconnais et Chalonnais (1848-1914)* (Paris, 1993). Alan R.H. Baker, *Fraternity among the French Peasantry. Sociability and Voluntary Associations in the Loire Valley, 1815-1914* (Cambridge, 1999).

(2) この点については、たとえば二宮宏之「フランス絶対王政の統治構造」（同『全体を見る眼と歴史家たち』木鐸社、1986年所収）、155、156頁、および井上すず「フランス革命とフランスの政治的伝統」（日本政治学会編『18世紀の革命と近代国家の形成』岩波書店、1990年所収）を参照。

(3) 但し、アソシエーション法制定の最大の障害であった修道会については、政府による認可制が規定された。

(4) この過程については、Jean-Claude Bardout, *Les Libertés d'association. Histoire étonnante de la loi 1901* (Paris, 1991)および井上、前掲論文を参照。

(5) 第二帝政期には、相互扶助会や消防団の長は、皇帝によって任命された。しかし実際には、候補者は総会の際に選出され、県行政がそれを承認するかたちで任命される例が多かった。

(6) Goujon, *La Cave et le grenier. Vignobles du chalonnais et du mâconnais au XIXe siècle* (Lyon, 1989).

(7) グージュンは、この変化には第二帝政の政策が影響していたというが、明確な説明はない。

(8) Maurice Agulhon, *Le Cercle dans la France bougeoise* (Paris, 1977).

(9) この過程に、市町村（コミューン）制度の変遷が多大な影響をあたえていたことは言うまでもない。主なものとして、七月王政期の1831年5月21日法による市町村会議員の制限選挙制、1848年7月31日法による普通選挙制の導入。1852年7月7日法による首長・助役の任命枠の拡大（これによって、市町村会議員以外の者でも首長に任命されるようになった。）。そして第三共和政の下、1871年4月14日法によって市町村会による首長の選挙制が部分的に導入されて以降、紆余曲折を経て、1882年3月28日法によってパリ以外の市町村の首長と助役は議員の互選になり、1884年4月5日法によって市町村行政法として確立された。Cf. Agulhon et als., *Les Maires en France du Consulat à nos jours* (Paris, 1986), pp.28,29.

(10) ぶどう根アブラムシ病。この害虫が、1860年代初めにアメリカから南フランスにもちこまれ、瞬く間に各地に広がった。フランスのワイン生産は、1875年の8400万hlから79年には2500万hlにまで落ち込んだ。

(11) このまとめの部分は、拙著『共生の社会史—近代フランス農村におけるアソシアシオン—』（2001年、刀水書房より刊行予定）の序章の一部である。